

健生食監発 0105 第 3 号
消 食 基 第 725 号
令 和 8 年 1 月 5 日

各 都 道 府 縿
保健所設置市
特 別 区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)
消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

「指定成分等含有食品に関する留意事項について」の一部改正について

食品衛生法第 8 条第 1 項に規定する指定成分等含有食品に関する留意事項については、「指定成分等含有食品に関する留意事項について」（令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 5 号・消食基第 190 号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長、消費者庁食品衛生基準審査課長連名通知）により示しており、指定成分等含有食品に係る健康被害の届出に際しては、「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和 6 年 8 月 23 日付け健生食監発 0823 第 4 号・医薬監麻発 0823 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長、医薬局監視指導・麻薬対策課長連名通知）の別紙様式（以下「情報提供票」という。）を用いることとしている。

今般、紅麹関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」（令和 6 年 5 月 31 日紅麹関連製品への対応に関する関係閣僚会合）において示された「情報提供の DX 化」を踏まえて、情報提供票が改正されたことに伴い、当該通知の別添 1 について別添新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 2 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、関係者への周知及び適切な対応をお願いしたい。